法附則第五十二条第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号
法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
法附則第五十二条第三項の規定	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第三項の規定
政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号
法附則第五十四条第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる
法附則第五十二条第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号
法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項又は第四項
附則第二十三条の二第二項	
政令附則第三十二条第三項又は第四項	
法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
法附則第五十二条第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号
法附則第五十七条第四項又は第五項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第四項又は第五項
法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる
法附則第五十二条第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号
法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
法附則第五十二条第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号
法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
法附則第五十二条第二項又は第三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項又は第三項
政令附則第三十二条の二第二項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条の二第二項
法附則第五十四条第七項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十四条第七項
政令附則第三十四条第十項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項
法附則第五十七条第十三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項
法附則第五十二条第二項第二号イに規定する	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イに規定する
政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号
法附則第五十二条第二項第三号イに規定する	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号イに規定する
政令附則第三十四条第四項又は第五項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第四項又は第五項
法附則第五十七条第六項又は第七項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項又は第七項
法附則第五十七条第六項に規定する	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項に規定する
同条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第六項第二号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第二号
法附則第五十七条第六項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第三号
附則第二十五条第五項	